

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|--|---|
| 工 事 の 名 称 | 平成30年度 犀川第三排水機場ポンプ設備修繕工事 |
| 工 事 概 要 | 主ポンプ設備(4号)整備：一式 |
| 契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 び 官 等 の 所 属 部 局 所 在 地 名 称 及 び 所 在 地 | 分任支出負担行為担当官木曾川上流河川事務所長 堀 与志郎 岐阜市忠節町5丁目1番地 |
| 契 約 年 月 日 | 平成30年 8月 9日 |
| 契 約 業 者 名 | (株)日立製作所 中部支社 |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 名古屋市中区栄3-17-12 |
| 契 約 金 額 | 101,520,000 円 (税込み) |
| 予 定 価 格 | 106,434,000 円 (税込み) |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本修繕工事は、既設設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備等の修繕工事」であり、分解整備により当該設備内の他の部分への影響などの検討や対策を含むものである。</p> <p>既設設備は、当事務所の工事目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初受注者が独自に開発・設計・製作・据付したもので、製作段階で当初受注者固有の構造・形状となっており、装置形状や構成品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備である。</p> <p>そのため、本修繕工事は、あらかじめ当初受注者を特定予定者に選定したうえで、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、参加者がいなかったことから、今回、特定予定者である株式会社日立製作所と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: center;">適用法令 ・ 会計法第29条の3第4項 ・ 予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> |
| 工 事 場 所 | 岐阜県瑞穂市下穂積 |
| 工 事 種 別 | 機械設備工事 |
| 工 期 (自) | 平成30年 8月10日 |
| 工 期 (至) | 平成31年 3月15日 |
| 備 考 | |